

平成28年第3回上富田町議会定例会会議録

(第2日)

○開会期日 平成28年9月15日午前9時30分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（11名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	山本明生
5番	九鬼裕見子	6番	大石哲雄
8番	奥田誠	9番	沖田公子
10番	榎本敏	11番	木本眞次
12番	吉田盛彦		

欠席議員（1名）

7番 畑山豊

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 森岡真輝 局長補佐 十河貴子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	水口和洋
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課 企画員	谷本芳朋
総務政策課 企画員	樫原基史	総務政策課 企画員	平尾好孝
税務課長	橋本秀行	産業建設課長	菅谷雄二
産業建設課 企画員	川口孝志	住民生活課長	原宗男
住民生活課 企画員	中松秀夫	住民生活課 企画員	栗田信孝

住民生活課 企画員	宮本真里	住民生活課 企画員	木村陽子
上下水道課長	三栖啓功	上下水道課 企画員	坂本 巖
教育委員会 総務課長	家高英宏	教育委員会 生涯学習課長	新堀浩士

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 86 号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 3 議案第 87 号 上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 88 号 上富田町公告式条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 89 号 上富田町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例
- 日程第 6 議案第 90 号 上富田町農業委員会の委員等の定数に関する条例
- 日程第 7 議案第 91 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 92 号 平成 28 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 93 号 平成 28 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 94 号 平成 28 年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 95 号 平成 28 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 96 号 平成 28 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 97 号 平成 28 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 98 号 工事請負契約の締結について（平成 28 年度 第 2 - 1 号 公共下水道事業 岩田下水道管（5 工区）布設工事（補助））
- 日程第 15 議案第 99 号 物品購入契約の締結について（トレーニング器具）

△開 会 午前9時30分

○議長（山本明生）

皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。畑山議員からは欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第3回上富田町議会定例会第2日目を開会します。

本日も上着をとっていただいて結構かと思えます。当局の方も上着をとっていただいても結構です。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 一般質問

○議長（山本明生）

日程第1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

1番、松井孝恵君。

松井君の質問は、一問一答方式です。

まず、くちくまのコミュニティバスの質問を許可します。

○1番（松井孝恵）

皆様、おはようございます。

ことしの夏は非常に暑いと言いましても大変な猛暑であったわけでありまして、年々気候の変化を最近は感じずにはおられません。平成23年9月に、私ども上富田町も大変な危機に見舞われたわけですが、その教訓を忘れずに、常に備えをしておきたいと考えております。

さて、早速ですけれども、本日はくちくまのコミュニティバスについて質問をさせていただきます。

バスが空気を運んでいるとよく聞かれます。しかし、私はこの制度の継続ということが必要と考えておりますので、今回、当局に今後の方向性をお聞きするものであります。

まず、このコミュニティバスですけれども、私も多くありませんけど、たまに利用させていただいております。おとといもちょっと大雨でしたけれども、家族全員が出払って足がなかったので、バスで来ました。それで、バスで帰ったんですけれども、ふだん議会の会議で帰るのは多いんですけれども、朝来駅の周りで、通称、会議というんですけれども、そんなものがあるときにも私はちょいちょい乗っていかせてもらっています。

それで、役場から帰るときは図書館なんかで待っていたら時間も潰せますので、非常に使いやすいなど、便数は少ないけれども使いやすいバスやなどと思っています。手を挙げたらとまってもくれますし。

私はかつて、私のおやじはこの国鉄バス、今で言うJRに勤務しておって、この路線の車掌をしておったんですけれども、昭和30年代後半、私が産まれた当時ですね。そのころから50年代にかけては全盛期で、鈴なりのようにバスに人が乗ったと、こう聞いております。その後だんだんこの地方も道路網が整理されて、所得が増加してきて、乗用車を所有するようになってきた。それで、現在の状況となってきたんですけれども、当然民間企業は収益を考えたら、当然の流れだと考えます。JRが廃止となって、他の路線バスも縮小されてきたわけです。

そこで、このコミュニティバスなんですけれども、平成13年10月から導入されたと聞いておるんですけれども、路線バスを縮小されていく中で、どういったニーズがあったのか。当時、住民の要望など、どんなわけでこのバスは導入されたんでしょうか。そして、また、当時、合わせてですけれども、我が上富田町というのは、財政的にはどんな状態だったんでしょうか。お聞きします。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

皆さん、おはようございます。よろしくお願い申し上げます。

1番、松井議員の質問にお答えいたします。

当時の路線バスの状況はと申しますと、JRバス、龍神バス、そして明光バスが上富田町内を運行していましたが、利用者数の減少による赤字化に伴い、路線の縮小が議論されていきました。また、南紀の台や丹田台、田熊、そして市ノ瀬の南岸地区など、いわゆる交通空白地帯の住民からは、路線バスの停留所まで遠くて歩いていけないよという声や、高齢者や身体障害者の方からは、路線バスには段差があり乗りにくい。もっと乗りおりしやすい低床バス、いわゆるノンステップバス、こういったものを運行してほしいという声が、アンケートでも多く寄せられていました。

先日、過去のデータをちょっと見てみましたら、都市計画策定に関するアンケートからの抜粋のメモが残っていました。それによりますと、バスとか、電車の便利さ、上富田町は不満を感じているよという方が約50%ありました。また、循環コミュニティバスの運行については、当然必要という方が50%に至ってまして、生馬、岩田、岡、下鮎川地区につきましては60%の住民が当然必要と。当然必要というのと、実際乗る

よというのはまた別の話なんですけど、そのアンケート調査の中ではそういったデータが出ております。

上富田町としましては、交通空白地帯をカバーし、かつ既存の路線バスに接続し、路線バスの利用増加も視野に入れ、また、住民の通学や通院、通勤や買い物等、生活する上で必要な交通手段の確保、並びに将来的にはマイカーの利用も控え、CO₂を抑制し、環境問題に寄与すること、こういったことを目的にコミュニティバスの運行を始めております。

また、当時の平成13年度の財政状況はと申しますと、平成27年度と比較して、普通交付税が約2億3,300万円、また、特別交付税につきましては約6,000万円多く交付されておりますし、積立金につきましても約5億円多い23億2,100万円ございました。しかしながら、決して裕福な状況ではありませんでしたが、地域からそういった強い要望やその必要性など、そういったものを考え導入に至った次第であります。よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

1番、松井孝恵君。

○1番（松井孝恵）

財政的には、今よりはよかったけれども、苦しいのは変わりなかったよとこういうことなんですね。苦しいけれども住民の要望があって、そして、それに合わせて、やっぱりこの空白地帯もカバーしていこう。あるいは、マイカーも控えて、CO₂も控えようと、こういう目的があって、住民のことを考えて導入した。こういうことなんだと思います。

非常に、これはありがたい制度ですね、住民にとったら。当時は、福祉バスとして導入したとお聞きしているんです。今、現状を見たら、町内であつたら、どこまで行っても200円、小学生以下は100円。南和歌山とか、紀南病院も行っていますし、回数券とか、年間パスポート見ても、さらにお得になっていますよと、こういうことなんですね。高齢者、障害者の方々にも配慮をしていますよと。特に、夏休みなんか、big・Uへ遊びに行く子供さんがようけいるんですけども、中学生以下無料ですから、図書館利用など大いに活用してもらえたらと思うんです。きしゅう君の家にもなっていますし、手を挙げたら自由に乗降もできますよ。非常に使い勝手はいいわけなんですね。と言いましても、財政を見たときに、大変な経費がかかっているというのも事実なわけなんです。

平成26年度の決算書をめくってみますと、運行補助金というのが1,542万9,000円とこうなっています。路線バスのコミュニティ化補填が4万6,090円、こ

の2つを足して運賃収入72万7,000円を差し引くと、1,474万8,090円、これだけかかっていますよということなんですね。同じく平成27年度の決算は、1,690万8,340円、平成28年度はことしですけれども、1,864万7,000円で協定を締結しています。これ増額の傾向にあると考えられるわけです。

ここでお聞きするんですけれども、地方バス路線の運行維持に要する経費に対する特別交付税というのは、平成26年度と平成27年度、それぞれ幾ら交付されたんでしょうか。そして、その上限というのはどのようになっていますでしょうか。答弁を求めます。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

1番、松井議員の質問にお答えいたします。

コミュニティバスの運行経費に対する特別交付税の算出方法につきましては、運行経費からコミュニティバスのパスポートと回数券の売り上げを差し引いた額に、地方路線バス等の交付金の算定係数というのがございます。その80%を乗じた額ということになっております。したがって、平成26年度につきましては、今、言われたように運行経費からパスポート等収入を差し引いた額から80%の1,115万1,512円、平成27年度につきましては、同じく運行経費からパスポート等収入を差し引いた額の80%、1,287万1,472円が計算上、算入されております。よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

よく私もその中身がわからんのであれですけれども、お聞きしましたら、特別交付税80%なんやけど、ほんまのところは30%かもわからんと聞くんやけれども、それはもう間違いございませんか。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

国全体の交付税の割合で言いますと、国全体では、普通交付税が94%、特別交付税が6%の割合で全国の自治体に交付されております。各自治体における特別交付税の額につきましては、このコミュニティバス事業を含めた多くの算定項目に係る事業の額を積み上げた後に、各自治体の財政状況等を勘案し、総務大臣が調整の上、決定しており

ます。したがって、各自治体ごとの算定項目別の交付額の内訳につきましては、明示されていませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

そういうお答えですので、80%入っていますよという理解でいいということなんです。

私ども、実は大変な金額を一般会計で支出しているんじゃないか。そういう懸念があったんですけども、平成27年度の決算では、約300万ちょっとぐらいの一般会計の支出で、2割ですからね。ただ、要はこのぐらいの状態といたしますか、この三百数万円が高い、低いは別にしても、これぐらいの金額でどこまで維持できるのかということだと思うんです。

これは、次にまいります。

現状の利用状況をお尋ねしたいと思います。

バス停別のコミュニティバスの乗降調査というのをいただいております。6月12日から7月11日まで22日間の利用状況を調査したもので、乗降した人数は計8,312人となっております。この路線を見ますと、全部で77のバス停があるんですけども、一番乗りおりの多いのが朝来小学校の前ですね、これが3,040人。次が、パブリックの前で1,134人、南紀の台下が609人、雇用促進516人、南紀の台南511人とこう続くわけなんですけれども、あとはがくっと落ちて、二桁からゼロに近くなっているよと。この数字を見ますと、朝来小学校は非常に多いんです。ですから、バスを利用して通学する小学生、これ町内全体で一体何人おられますか。それとあわせて、朝来小学校では何人か。それから、南紀の台の子供さんは何人おられますでしょうか。ちょっとお答え願えますか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

お答えいたします。

今年度、通学でコミュニティバスを利用している児童は、学校調べで町内全体では105名います。そのうち、朝来小学校で102名です。また、南紀の台からは80名となります。

以上です。

○1番（松井孝恵）

ありがとうございます。

この数字を聞きますと、大部分、大口利用者というのは朝来の小学生さんで乗りおりされている。次いでいけば、役場、医療機関、駅、郵便局となっていくわけですね。

ちなみに、これ、小学校は3,040人と言いましたけれども、南紀の台で2,546人いるので、これを足すと、大体、全体の67.2%、70%近くがこの朝来小学校の近辺やということになっているんです。この数字を見れば、大いに当然小学生のうちを見れば満杯になっていると思うので、非常に、大いに活用されていると思うんですけども、やっぱり山間部といいますか、この市ノ瀬あたりを、田園のところを走っていくときにお客様が少ないので、空気を運んでいるよと、こんなことをやゆされてるというか、そういうことなんだと思っています。

それでは、あわせてお聞きしますけれども、この通学する子供さんたちの運賃というのは、年間パスポートを使われておられるんですね、助成の。そしたら、これ1日あたりこれ幾らぐらいになりますかね。平成27年度のパスポート購入者は150人で、そのうち小学生の購入者は何人か。だから、1日あたり幾らかと、それから、そのうち小学生の購入者は何人か、ちょっとお答え願えますか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

お答えいたします。

児童の運賃は、1回当たり100円となります。ただし、年間パスポートだと5,000円です。また、年間パスポートを購入している町内の小学生は125人になります。200日授業があるとしまして、パスポートだと25円という形になります。

以上です。

○議長（山本明生）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

1日25円で学校まで乗っていけますよとこういうことなんですね。これ、金額どうこういうつもりはないんです、全然。結局はその南紀の台の子供さんとか、朝来の子供さんは、このバスを利用して安全に、かつ安価に通学できている、こういうことなんですね。大いにこれは利用できていますよということだと思っんです。私が最初に言いましたように、このバスをどうしても残してほしいという観点からお聞きしていますので、

数字のことも確認させていただいているということでご了解願います。

次にですけれども、学校までの通学距離をちょっとお聞きしたいんです。私もこの前、バイクに乗っていますので、バイクで1カ所だけはかってみたんです。下鮎川の加茂団地、市ノ瀬の。そこの上からずっとはかって、お子さんの家というか、はかったら、小学校の玄関まで約2.7キロぐらいになるんですけれども、これ、南紀の台から来る小学生で一番遠い子供さんの通学距離というのは、どれぐらいあるんでしょうか。それで、各小学校はどないなっていますか。ちょっと答えていただけますか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

お答えいたします。

まず、南紀の台から学校までの一番遠い通学距離の児童は、約3キロとなります。

各学校ごとですが、生馬小学校では救馬谷からで3.5キロ、岩田小学校では下田熊からで1.8キロ、岡小学校で葛原から2.3キロ、市ノ瀬小学校では汗川の奥のほうからですが、3.7キロという形になります。

以上です。

○議長（山本明生）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

下鮎川も、南紀の台も同じくらいの距離ですね。現在、通学する子供さんの中で一番遠いのが、救馬谷の3.5キロ、それから、市ノ瀬の汗川の3.7キロと今、お聞きしました。これは自転車で通学できる距離というのはあると思うんですけれども、これ、どう定めておられるんでしょうか。これ、どれぐらい距離があったら、自転車通学で許可されますか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

お答えいたします。

自転車通学の距離云々ですが、朝来小学校では1.8キロ以上と定めてございます。生馬小学校でも2キロ以上と定めております。これは学校長に申請をして、許可を受けることになります。

他の小学校では、距離を定めていません。距離や許可については、各学校での判断となります。

以上です。

○議長（山本明生）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

すみません、その市ノ瀬小学校だったら、例えば学校長の判断なんですけれども、これ、許可していない理由って何なんですか。教育委員会でわかりますか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

市ノ瀬でありますと、集団登校を行っております。その関係かなと思います。

○議長（山本明生）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

集団登校をやっているのです、南紀の台と同じような距離を歩いてきているということですね。南紀の台は、自転車を許可する距離にあるけれども、バスがあるので活用していますよと、こういうことだと思うんです。

やっぱり形態を見ますと、福祉バスとは言うんですけれども、やっぱり朝来小学校のスクールバスとまでは言わんけれども、そういうことに大いに活用されているように見えるんです。2台で賄えてないので、台数を3台にするという対応もされておられます。私はバスがあるので大いに活用したらいいんですけれども、配慮するんなら、他の校区にも同じようにとやっぱり考えるわけです。しかし、バスは通学時間に同時に走らせることはできませんよと。そうすると、今までどおりでお願いしますということになるんですけれども、そうすると、やっぱり感情的なことかもわかりませんが、ちょっと不公平なん違うかなと思えてくるんです。人数の多い、少ないはあっても。

私は最初に申し上げましたけれども、何回も言いますけれども、この制度を何とか維持してほしいと考えておるんです。住民から、私のところはそれやったらバスは要らん。歩いたらええと言われたら困るんです。ですから、高齢者の足として、バスはこれ必要なんです。

そこで、お聞きするんですけれども、例えば、遠距離の子供を持つご家庭において、教材費の幾らかを補助しようとか、そういう発想というのはお持ちになっていないです

か。例えば、たしか条例では、6キロメートル以上通学する生徒さんには、補助というのはありますよね。これは教育委員会にお聞きしますけれども、そのあたりどうでしょうか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、町では遠距離通学費支給規程を定めておりまして、小学生にあつては片道4キロ以上で交通機関を利用した場合、中学生は片道6キロ以上の場合、これは自転車通学も含めてですが遠距離と定めておりまして、補助金を支給することになってございます。また、自転車通学をしている子につきましては、義務教育期間中1回に限り、ヘルメット購入費の3分の1を補助してございます。

現在のところ、教材費への補助というのは考えておりませんので、よろしくお願いたします。

○議長（山本明生）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

この条例がいつできたか確認していないんですけれども、歩いて4キロ通える小学生というのは、なかなか今、おられませんね。市ノ瀬でしたら集団登校のルールに従って、これはこれで、子供たちの成長に非常に役に立っているんですけれども、どうしても、やっぱり親から見れば、ちょっと不公平感を感じるよというお声もよくお聞きします。できたら、検討してほしいと思いますけれども、これはこの辺にしておきます。

次にですけれども、バスの老朽化と今後の方向性をお聞きしたいと思います。

平成13年に始まったというので、このバスの耐用年数とその期限っていつごろ来るんでしょうか。お答え願えますか。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

お答えいたします。

コミュニティバスにつきましては、平成13年10月から運行を始め、現在15年目となります。総走行距離につきましては、8月末現在で2台ありまして、101号車につきましては77万8,997キロ、102号車につきましては77万2,211キロ

という走行距離になっております。明光バス自社の整備士による丁寧なメンテナンスのおかげで運行はできてはいますが、それでもよくもって平成31年から平成33年が限界だという明光バスからの回答をいただいております。

参考にですが、明光バスの路線バスの平均使用年数は14年と聞いておりますので、かなり2台とも頑張ってくれているのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（山本明生）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

何か数字だけ聞いたらすごいですね。大体14年で普通の路線を走るやつはあれやけれども、これ、77万キロ、100万キロを超えてくる。整備士さんの腕がよろしいのか、やっぱり完全にやったださっているんでしょうね。

ただ、車も15年も使うたら、一般的には期限が近づいてきて、それで故障して部品がないとかいうことが出てくると思うんですよ。ここで問題になってくるのは、更新するようになってきたときには、この新しく2台のこの今のバスの形式ですね。これを購入するのか、やっぱり従来ご意見があるように、小型化を図っていかうとするのか、あるいは併用ということも考えられると思うんですけれども、そういう問題に直面してくるわけなんです。

以前から、これ、市ノ瀬のことを聞きますけれども、市ノ瀬の小山地区、町内会から要望として出されておるわけなんですけれども、バスの乗り入れ、これをお願いしてきて、市ノ瀬地区は小山だけが走っていないんです。今までやったら、バスの回転のスペースとその確保と整備、あるいはタイヤ改正に伴う費用拡大が問題だと、こう回答をいただいていたわけなんですけれども、ことしになりまして、これ、平成28年、ことしの7月なんですけれども、陸運局の基準のクリアということが大きくクローズアップされて、回答されておられるわけなんです。福祉バスとして導入して、今の車体では通れないというようなお話も聞いておるんですけれども、それやったら、生馬の端から田熊のところの道も随分狭いわけなんです。それで、きのうもそういう苦情を私は実際、夕べお聞きしました。小山だったら、軽自動車やったらかわせるけれども、田熊ではかわせんぐらい狭いですよね。何かそう言われますと、やっぱり道が狭いからとか言われましたら、説得力に欠けるような気がするわけなんです。その辺、陸運局と言うんですけれども、お聞きしたら、その近隣の交通機関と協議して、それでおさまったら、後は書類を出したら認可がおりるんじゃないんかとか、不確定なことで申しわけない、そういうこともお聞きするわけなんです。

ここでお聞きしますけれども、本当の意味で小山地区に乗り入れられない理由は、これ何なんでしょうか。それで、最近、小山地区までバスで試走されたとお聞きしたんですけれども、これ何のためでしょうか。お答え願えますか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

お答えいたします。

まず、理由としましては、コミュニティバスの回転場所がなかったと、これが物理的な大きな理由に当初はなっていました。しかしながら、平成27年3月に小山地区に公衆トイレが完成しており、今回、その駐車場で回転することが可能かどうかと、そういった検証を、実際にバスを持って行ってしております。

結果、コミュニティバスや中型バスにつきましては、回転することができております。ただし、コミュニティバスが回転する際に、小石がはねて隣接する田んぼに入るおそれがあったりとか、舗装する必要があるとか、また平日、バスの回転場所として、あそこの駐車場のスペースの半分を常に確保しなければならない。コスモス園とか、一ノ瀬王子、そういった観光のスペースにつくった駐車場が半分なくなりますよと、そういうところもありますので、今後、地元とか、いろんな人との調整が必要になってくるのかなというふうに思っております。

今後は、この検証結果を踏まえ、運行車両が2台という限られた台数の中で、実際に運行できるかどうかを前向きに検証していきたいというふうに考えています。いずれにしましても、町内会、学校等、各種団体で構成しておりますコミュニティバス検討委員会で協議させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山本明生）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

ありがとうございます。

これが正式な答えですけれども、また住民にもお伝えします。

ぜひダイヤ改正の際には、いろんな条件はクリアせないけませんけれども、実現できるようにお願いしておきます。

最後の質問にまいります。

先ほども言いましたけれども、たくさん学生さんが乗っておられて、スクールバスと

までは言いませんけれども、そういうふうになっている現状と、人口の少ない市ノ瀬とは両立しない問題だと考えております。やっぱり子供たちのことを考えたら、小型化はできませんし、併用するとなったら、また人件費ですか、あるいは整備費に経費がかかります。しかし、今のままだと、小型のバスって非常に効率も悪い。どれをとっても、一長一短でとりにくいな、こういう問題に直面しておるわけです。実際のところ、先ほど言いました22日間のデータを見ますと、77のバス停のうちで、全く1人も22日間乗っていないというのが11停留所あって、それを含めて1日あたり1人しか乗っていないよというのが60もあるんですね。実際、人が3人以上乗りおりしているのは16カ所しかないよと、こういう計算になるんです。これ、なかなか答えは出てこんど思うんですね。もちろん、民間でできやんから役場がやっているんだよということですし、お隣の町なんかでも、小型のバスを運用されていますけれども、やっぱりこういうところは民間のバスも非常に充実していますし、そういった部分でアクセスの悪いところだけ小型を走らせているような感じなので、我々はほかの方法を考えていかなければならないと思うんです。

これはたとえですけれども、市ノ瀬診療所において、今回、議案にも載っていますけれども、診療所で往診用の車を手配するとお聞きしているんです。考えたら、非常にもったいない話で、往診以外はそんなに使用されんのと違うかなと思うわけですね、新車をリースされても。そこで、そういう車両で送り迎えできやんかとか、買い物までいかんでも、診療所へ送迎してもらおうとか、町内の病院や施設へ送迎とか、そんなことも、今、まちづくり協議会というのが市ノ瀬でできていますので、考えてもうたらどうなんかなとも思ったりします。ほかに、民間のタクシー会社もありますので、そういうところということもあるんですけれども、タクシーを最近よく使用される方もお見受けしますけれども、心情的に使いにくいなという意見をお聞きします。タクシーに乗っていたら、「あんたの家、裕福やな」と言われることがあるそうで、私から考えたら、タクシーをどんどん使ったらいいと思うんやけれども、そう言われて辛いなというご意見をお聞きします。

今、企画員がおっしゃいましたけれども、今後のことは、コミュニティバスの検討委員会で検討するとおっしゃられるんですけれども、やっぱりメンバーを見てみたら、その町内会長さんであるとか、PTA会長さんとか、各種団体に構成しておられて、根本的な答えというのはなかなかそこで答えを出せよと言うても、なかなかこうやと今度出したから、町がそうやとはなかなか言いやんと思うんですね。やっぱり大きなことは、この議会と町で考えていくべきかと思うんですけれども、そこで、最後にお聞きしますけれども、バスの更新期限も迫ってもおりますし、大体いつごろまでに、方向性だけで

も出そうとお考えになっておられますか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

お答えします。

先ほどの説明にもありましたが、現在のコミュニティバスは、平成31年から33年までが限界だという報告を明光バスから受けております。また、新しいコミュニティバスを購入した場合、発注から納車まで約2年かかりますよということも、説明を受けております。したがって、あくまでこれは予定ですけれども、遅くても平成29年4月には発注をしなければ、最悪31年が限界と言われておりますので、もし31年に壊れた場合を考えますと、遅くても平成29年4月には発注し、また、それまでに一定の方向性を出す必要があるかなというふうに思っています。

今後、市ノ瀬の小山ルート、それと南紀の台の新ルートの追加、利用者がいない区画の取り扱い、それと既存の路線バスとの調整、また、南紀の台から朝来小学校までの児童への対応、導入するバスの大きさ、台数、そして、そもそも現在の道路運送法の第4条で走っているわけなんですけど、これによって、2台での循環方式がよいのか。それともデマンドバス方式がよいのか、道路運送法第80条の福祉有償バスがよいのかなど、他市町の運行状況も見ながら、いろんな角度から検討してまいりたいと思っております。

いずれにつきましても、これらの問題につきましては、来年2月中には町のほうで一定の方向性を出し、バス検討委員会において協議していただきたいと思っております。また、大変厳しい財政状況下、限られた予算の中での運行となりますので、全ての人が満足できる運行形態をとることは困難でありますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山本明生）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

よくわかりました。

とにかく、冒頭にも申し上げたんですけれども、経費もかかっているけれども、特別交付税もあります。このバスの制度をぜひ維持してほしいと思うんですね。今、高齢者の方も随分お元気で車の運転をされるので頑張らなあかんということで、ご高齢になっても車の免許を持って運転されておりますけれども、やがて、私どももそういう免許を

放すときがやってきて、バスのお世話にならなあかん。必ず来るんです。だから、どうしても、やっぱり難しいんですが、知恵を出し合って、ぜひ続けていけるような方向に、町としましても廃止じゃなくて、これを続けていくんやということで、ぜひお願いもいたしまして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（山本明生）

これで1番、松井孝恵君の質問を終わります。

引き続き、一般質問を続けます。

9番、沖田公子君。

沖田君の質問は、分割方式です。

まず、少子化対策についての質問を許可します。

○9番（沖田公子）

おはようございます。

通告に従って質問いたします。

少子化対策について、結婚新生活支援事業の実施をということで質問させていただきます。

上富田町は少子化対策の一環として、若い世代の結婚を応援してくださっています。現在、転入者がふえて、人口は増加傾向にありますが、出生数は減少してきています。農業の後継者のための婚活イベントも企画運営されていますが、今回新たに一般の若者を対象にした婚活イベントが実施されました。今後も定期的を開いていくとお聞きしています。頑張っていたきたいと思います。

上富田町のまち・ひと・しごと創生総合戦略のアンケート調査の報告では、上富田町が取り組むべき結婚支援として一番多いのは、安定した雇用の支援が53.5%、次いで、若い夫婦への住まいへの支援が28.4%、結婚イベントなどの出会いの場の提供が18.1%、結婚祝い金などの経済的支援が13.4%となっています。若い夫婦への住まいへの支援と結婚祝い金などの経済的支援を合わせますと41.8%で、結婚新生活の支援を望まれる方が大変多い状況でございます。

国の調査では、結婚を希望する人に対して、行政が実施してほしい取り組みといたしまして、安定した雇用機会の提供が55.4%、結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援が42.3%、出会いの場の提供が31.5%、また、結婚に踏み切れない主な要因は経済的理由でございます。結婚の障害として、結婚資金と回答した男性は43.5%、結婚のための住居と回答した男性は19.2%であります。これを受けて、国は、経済的理由で結婚に踏み切れない若者に対して、結婚に伴う新生活を経済的に支援する事業を新たに開始いたしました。結婚新生活支援事業として、結婚に伴う新生活に係る経費

を支援するものでございます。町として、何らかの形で若者の結婚新生活を応援していただきたいと思っております。結婚新生活支援事業の取り組みに対して、当局のお考えをお聞かせください。

第1回の質問を終わります。

○議長（山本明生）

答弁願います。

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしくお願いたします。

9番、沖田議員さんのご質問にお答えします。

結婚新生活支援事業につきましては、先生からもいろいろご説明があったんですけども、国から補助金が出てございます。結婚新生活支援事業補助金については、内閣府が行う事業でありまして、18万円を上限に国がその4分の3を補助するものでございます。対象世帯は、世帯所得が300万円未満の新規に婚姻した世帯で、新婚生活の新生活に係る費用として、新居の住居費、引越し費用などが対象になるものでございます。このことを踏まえ、当町で実施してはどうかとのお質問かと思っておりますけれども、この事業はKPIを設定し、事業完了後に内閣府に報告しなければならないものでございます。KPIとは業務の目標の達成度合いをはかる定量的な指標のことであり、ある時点で達成すべき目標を示さなければなりません。当町としましては、達成すべき目標を示すにはまだまだ研究と検証が必要であり、すぐには対応できない状況でございます。

また、この事業を実施している自治体は、平成28年9月5日現在、全国で96の自治体で実施してございます。和歌山県では和歌山市のみであり、近畿圏でも滋賀県が2、京都府がゼロ、大阪府が2、兵庫県が2、奈良県が1となっており、そのような状況から、本事業の課題や効果を研究していく必要があると考えてございます。

なお、上富田町で結婚を希望する男女、会員になっていただくんですけども、出会いの場を提供し、イベント等を通じて交際を深め結婚へつなげていき、ひいては少子化と人口減少に歯どめをかけることを目的とした上富田町さくらプロジェクトが発足してございます。これについては、会員同士が交際を始めたときや結婚に至ったときに、協賛企業からそれぞれ特典が与えられますので、会員登録をしていただき、結婚へとつなげていただけたらと思っております。

以上、ご理解のほど、よろしくお願いたします。

○議長（山本明生）

9番、沖田君。

○9番（沖田公子）

答弁ありがとうございます。

研究していただけたということなんですけれども、上富田町としても独自でそういうふうな若者に対して応援する、そういう企画とか、そういうふうなことが話し合われておられないかということを知りたいんですけれども、そういう方向をまた進めていただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

答弁願います。

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

9番、沖田議員さんのご質問にお答えします。

先ほど言いましたように、さくらプロジェクトという事業がございます。これは交際に至ったとき、結婚に至ったときに、それぞれに協賛企業のほうから何らかの特典、何かサービスをくれるようでございます。それをきっかけに結婚に結びつけてほしいという事業をやってございます。

今、言いましたように、新婚新生活支援事業につきましては、非常に行っている自治体が少ないというようなこともありますので、その効果というのはちょっとわからないところがありますので、ちょっと研究する必要があると考えてございます。

以上です。

○議長（山本明生）

9番、沖田君。

○9番（沖田公子）

次、子育て支援について質問させていただきます。

上富田町版ネウボラの実施をということでございます。

初めに、ネウボラとはどういうことかということで説明いたします。

フィンランドで1920年に始まった子育て支援拠点のことです。直訳すると、助言の場と相談する場というふうな意味でございます。かかりつけの保健師や助産師が妊娠中から子供が就学するまでを継続してサポートする仕組みでございます。妊娠中はネウボラで妊婦健診や両親学級を受け、出産後も乳幼児健診や予防接種など、子供が小学校に上がるまで定期的に通います。同じ担当者が育児や家庭の悩みに耳を傾け、父親や兄弟児との面談も行います。妊婦の利用率は99.8%、家庭の状況を早期に把握し、孤立化や産後うつ、虐待の防止に役立っています。

現在、ネウボラ日本版の導入が全国の市町村で始まっています。厚労省も出産・子育て

での包括的支援拠点づくりを各自治体に奨励しています。上富田町版ネウボラを導入し、子育ての包括的支援拠点をつくっていただきたいと思います。そして、その拠点の電話をフリーダイヤルにし、気軽に相談しやすい窓口をつくっていただきたいと思います。また、核家族や出産年齢が高くなっていることなどで、身近に相談できる人がいない妊産婦がふえてきています。妊娠中の不安や子育てについての悩みをいつでも気軽に同じ保健師に相談できるかかりつけ保健師制度をつくっていただきたいと思います。

出産後のケアが重要でございます。出産年齢の高齢化と世帯の核家族化が進み、30代での出産は、20代に比べ体力も落ち、産後の回復も遅くなります。核家族では、経験豊富な高齢世代の支援が受けられる赤ちゃんを抱えて孤立しがちでございます。出産後の体調が不安定であったり、子育てに対する不安が強く、家族の支援が受けられない方などにヘルパーを派遣し、家事・育児の支援を行い、安心して子育てのできる環境をつくっていくことが、産後うつや虐待の防止にもつながると思います。ヘルパー派遣事業の実施について、当局の考えをお聞きいたします。

第2回の質問を終わります。よろしく申し上げます

○議長（山本明生）

答弁願います。

住民生活課企画員、木村陽子君。

○住民生活課企画員（木村陽子）

おはようございます。よろしく申し上げます。

9番、沖田議員さんの質問にお答えします。

1、上富田町版ネウボラの実施の質問につきましては、まず、町で行っております妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援についての説明からさせていただきます。

妊娠中のサービスにつきましては、母子手帳と妊婦健康診査受診票の交付を保健センターで行うときに、保健師から各種サービスの説明と上富田町子育て支援ガイドブックの配布を行ってございます。また、希望者には助産師訪問や母親教室の開催を行っており、母親教室では対象となる妊婦全員に案内文の送付、さらに保健師が電話連絡を行い、妊娠時の様子なども伺ってございます。

出産後は、生後1カ月前後に、保健師と助産師が訪問して育児支援を行い、2カ月には育児相談の実施、3カ月時には母子保健推進員による訪問を行い、育児不安等があれば、保健師に連絡が来るようになっております。4カ月時には健診の実施、6カ月時には離乳食教室の開催、10カ月時には健診、1歳時には育児相談の実施を行い、一番不安を感じると思われる乳児期までのかかわりを頻繁に行っております。その後は、1歳半健診、2歳半歯科検診、3歳半健診を行い、健診や教室に参加されない方につきまし

では、保健師から連絡、訪問等を行っております。健診以外でも、児の身体測定を希望される場合や、成長・発達で気になることがあれば、相談や訪問等の個別対応を行っております。

このように、町が行っている健診、相談、訪問等の事業が育児支援となり、妊娠期から幼児期までを中心として、切れ目ない支援を行っていることと考えております。

次に、2番、子育て相談窓口の設置と電話のフリーダイヤルのご質問にお答えいたします。

現在、保健センターでは、子育てに関する相談は行っております。保護者と保健師の関係は、幾つかの母子保健事業の実施を通して築き上げており、保健センターは子育ての相談窓口であることは周知できているものと考えます。

フリーダイヤルにつきましては、通話料金が無料となるために、電話相談もしやすいことと思われます。しかし、電話相談では、相手の表情などを見ることができないため、相談が長くなる場合や、電話でのやりとりだけでは対応が困難と判断する場合などは、訪問に切りかえるようにしております。電話での対応も大切ですが、できるだけ訪問を行うことに重点を置いております。このような対応でフリーダイヤルの実施は考えておりませんが、今後につきましては、現在、未実施の国や県の対応を待ちたいと思います。

次に、3番、かかりつけ保健師制度の導入の質問にお答えいたします。

この制度は、1人の保健師が継続して妊娠期から就学までの家族の支援を行うことで、安心して育児ができるものとなっております。現在の町の保健師体制は、保健センター勤務が6名であり、そのうち3名が母子保健事業を担当しております。かかりつけ保健師制度を導入することで、育児中の家族と担当となる保健師とのかかわりは深く、相談もしやすい関係がつけられるものと思われませんが、数人の保健師がかかわることで指導内容が広がることや、急な電話対応なども対応できるなどのメリットもあります。町としては、かかりつけ保健師制度という制度の設置はしておりませんが、継続支援が必要な方などは、担当保健師を決めての対応も行っており、今後もケース・バイ・ケースで対応したいと考えております。

次に、4番、家事、育児支援にヘルパー派遣事業の実施の質問にお答えいたします。

町では、先ほど説明いたしました事業内容以外の支援につきましては、短期入所ができるショートステイや夜間養護のトワイライトステイなどがあり、また、退院後に、自宅での育児に不安がある方などに、助産所で母子ともに過ごすことができる産後ケア事業もごさいます。子供の一時預かり事業は、はるかぜ保育所や田辺の事業所にて実施しており、自宅で保護者が在宅中での利用も可能であり、保護者が家事等を行っている間に支援者が子供を見てくれることもできます。療育支援訪問事業では、ヘルパー派遣事

業は行っておりませんが、育児不安や孤立感を抱える家庭に助産師が訪問を行い、育児に関する相談や助言を行ってございます。育児の支援者につきましては、妊娠届け時に出産後の里帰り等についての聞き取りを行っており、また、生後1ヶ月時の訪問による聞き取りでは、夫や祖父母などが育児支援などをされている状況が多く、数名の方から一時預かりについて相談がある状態です。

このような現状により、今後の育児支援につきましても、ヘルパー派遣事業にかかわると思われる現在実施の事業を継続していくことと考えております。

以上です。ご理解いただけますようによろしくお願いいたします。

○議長（山本明生）

9番、沖田君。

○9番（沖田公子）

今、町の子育てに対する、産後ケアに対するそういうきめ細かい形で対応されていることをお聞きいたしました。本当に、そういう点からとしてもありがたいなと思います。少し、ちょっとここで、統計がちょっとありますので、読ませていただきます。

新聞の報道では、毎日というほど児童虐待の記事が載っているのですが、それに産後ケアというのは、そういう児童虐待防止という観点からも大変重要な事業でございます。産後は、本人が思っている以上に心身に負担がかかっておりますけれども、この厚労省の調査がここに出ているんですけれども、2003年から2012年度に虐待死した子供の44%がゼロ歳児でありまして、生後1カ月以内は約2割で、加害者の9割以上は実母であったということです。そういう家族や身内の支援がある方は心配ないと思いますけれども、支援のない方は孤立してしまうということで、そういうかかりつけの保健師さんの援助とか、産後ケアの中にこのヘルパー派遣事業を入れていただけたら、また、なお一層きめ細かにできるのではないかなというふうに思います。そういう意味において、国でも、この2016年の予算では、子育て世代包括支援センターを設置する、運営する予算がついておりますので、上富田町版ネウボラという、今やっておられるそういういろんなきめ細かい支援の一つの集約として導入していただけたらというふうに思いますので、また今後、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（山本明生）

これで、9番、沖田公子君の質問を終わります。

10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時39分

○議長（山本明生）

再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

5番、九鬼裕見子君。

九鬼君の質問は一問一答方式です。

まず、子どもの貧困対策と就学援助についての質問を許可します。

○5番（九鬼裕見子）

それでは、通告に従って一般質問に移らせていただきます。

子どもの貧困対策と就学援助についてです。

まず最初には、上富田町における子どもの貧困の状況はどうか。また対応はどうなっているかということです。

山形大学の戸室教授によると、独自の子供の貧困率調査で全国レベルとして精度の高い画期的な調査だとされる数値を見ると、和歌山県は全国9位で、20年前に比べると3倍近い子供の貧困率になっています。また、紀伊民報の6月17日付、子供の貧困の記事によると、就学援助率は上富田町では9.9%と報道されています。子供の貧困は見えにくいとされていますが、上富田町でも今貧困によって子供たちが抱えている問題、状況はどうかについて答弁を求めます。

○議長（山本明生）

答弁願います。

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

5番、九鬼議員さんのご質問にお答えいたします。

子供の貧困にかかわる答弁には大変難しい面がございます。まず、貧困といえは、食事がとれていない状況や学校に登校できないことなどを思い浮かべます。児童・生徒の状況については、担任や養護教諭等において、日常の学校生活態度を見きわめ、細かくチェックをしてくれています。万が一学校を休むことがありますと、家庭訪問を行い、問題がないか気を配ってもらってございます。問題がある場合には、学校長より教育委員会に報告がありますので、学校ともどもその対応をしまいいっております。

以上でございます。

○議長（山本明生）

5番、九鬼裕見子君。

○5番（九鬼裕見子）

答弁の中にあるように、貧困問題、また個人情報などの問題もあり、なかなか具体例としては答弁は難しいと思います。しかし、今お聞きした中では、大体、養護教員とか先生がそういう、常に対応してくれているということで把握しますが、今後まだまだいろいろな生活環境が悪化する中では深刻な問題も起きるのではないかなというふうに予測されますので、そういった点、本当に学校の現場で子供たちの状況をつかんでいってほしいと思います。

その次ですが、これは厚生労働省、内閣府等の資料をもとに作成されたものですが、立教大学の浅井春夫教授の資料によると、子供の貧困の社会的背景として、子供の貧困を生み出す社会構造について述べられています。近年、非正規雇用の拡大で生活不安定と生活不安の増加、ひとり親家庭の増加の中で、貧困の裾野は確実に悪化、拡大し、子供の虐待などに象徴的にあらわれ、家族の養育機能も低下していることを指摘しています。浅井教授は、子供の貧困対策を考える5つの視点と4つの処方箋の提案をし、子供の貧困の連鎖を生み出さない取り組みが必要としています。

そこで、そういった子供たちへの援助として、上富田町としてどんな取り組みをされているかの答弁をお願いします。

○議長（山本明生）

答弁願います。

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

お答えいたします。

今言われました貧困の連鎖を生み出さないためにはということですが、子供に十分な力をつける子育て、教育も大切ですが、並行して親の教育も必要であると思います。しかし、なかなか親の教育まで学校では突っ込んでいけませんので、要保護、準要保護児童・生徒の就学援助制度があることをお話しし、子供への援助を行っております。

以上です。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

子供の援助というのは学校とかいろいろできると思うんですが、確かに、今答弁されたように、親教育というかそういうのは大変難しいというふうに、今の社会状況の中では思うんですが、しかし、親がもっともっと自分の子供の子育てとか、そういうことに

対して改善していくような取り組みをしないと、なかなか子供たちを救えないのではないかなというふうに思います。これは大変難しい問題だと思うんですが、本当に教育委員会というか行政の中で、そういう子育ての親支援というのも今後の課題として取り組んでいただけたらと思います。

その次、子供の貧困が見えにくい中で、学校は子供の状況をつかむチャンスがある現場であると思います。先ほども説明がありましたが、子供の現状をキャッチし、どれだけの支援につなげられているのかなというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

お答えいたします。

同じような答弁になりますけれども、学校では貧困だけでなく、子供の学校生活の様子全般にわたり、担任、管理者、養護教諭、事務長等により子供の学校生活を送る上での日々の状況、状態などの変化をキャッチしてくれております。子供に話を聞いたり、家庭訪問を行って解決に努めてくれておりますので報告しておきます。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

そこで、今のような学校での担任とか養護教諭の先生とか、いろんな形での対応をしてくれていると思うんですが、そのことで地域や学校での援助が子供たちにとって、どのように変化してきたのかなというふうに思うんですが、またこれもこんな例というのは言いにくいと思うんですが、全般的にどのような形で子供がこんなに変わってきていますよという事例というか、そういうのがあればよろしくお願いします。

○議長（山本明生）

答弁願います。

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

これも答弁になるかどうかわかりませんが、取り組みとしまして、子供の悩みが友達関係か親子関係かによって対応も違ってきますけれども、先生方が状況を把握し、子供に寄り添い、話を聞き、改善できれば、子供は元気を取り戻すこととなります。

家庭的な面を抱え悩んでいる場合は、学校職員だけの解決は到底難しい面がありま

すので、そのときは学校、教育委員会、町の住民生活課や保健センター、そして主任児童・民生委員さん、南紀児童相談所、スクールソーシャルワーカー等々の力をおかりしましてサポート会議を開催し、慎重に対処することがあります。

いずれにしましても、子供の心に寄り添い、悩みのもとを絶つように勧め、関係者による役割分担をして上手にかかわり、安心して生活が送れるように取り組むことで、子供の表情は明るく元気を取り戻してきます。その後におきましても、みんながかりで見守り、共通理解を図りながら子供の様子を観察し続けることとなります。また、関係機関の連携も、必要に応じて情報を確かめ合いながら、取り組みを続けていくようにしてまいります。

以上です。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

いろいろな取り組みというか、いろいろな団体とかでそういう子供が元気を取り戻すような取り組みをされているということなので、その次、乳幼児の件について。

乳幼児へのアプローチとしてつけ加えさせていただきますが、2006年発行のOECD編の「保育白書」では、出生から3歳になるまでの幼い子供たちへのケアや教育がとても重要だということを分析されています。脳や身体機能が爆発的に発達を遂げる時期であり、長期的な影響を持つため、栄養やヘルスケア、気持ちを理解してくれる大人の存在、遊びの機会など幼い子供の権利の保障が大変重要だとしています。

日本においても乳幼児の虐待が増加する中で、保育所の果たす役割が大変重要であることがわかります。乳幼児期は学校と違って、数値ではわからず、成果が見えにくい問題がありますが、乳幼児期にどれだけ愛されて育つかによって、これからの人生に大きな影響を与えます。いろいろな事情でひとり親家庭になったとき、子育て支援としてだけでなく、子供の発達を保障する意味からも、保育所の対応が求められているのではないかと思います。しかし、現時点では途中入所は厳しく、ひとり親になったとき、幼い子供を抱えて働くこともできず途方に暮れてしまうのが現実です。こういった点について、今後の対策として、行政としてどのように考えられていますか。答弁をお願いします。

○議長（山本明生）

答弁願います。

住民生活課企画員、中松君。

○住民生活課企画員（中松秀夫）

5番、九鬼議員さんのご質問にお答えします。

ひとり親家庭となった場合の保育所への入所審査については、一般的な家庭の方より優先されるように調整しておりますが、フルタイム就労されているご家庭など、ひとり親家庭より審査上ランク上の家庭もありますので、場合によれば入所をお待ちいただくこともあります。そういった場合には、はるかぜ保育所の一時預かり制度やファミリーサポートセンターの子育て支援制度をご案内させていただくなどの対応やご説明をしています。ご家庭のさまざまなケースに応じて、その都度ご相談いただければと考えていますので、よろしくご理解お願いいたします。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

ひとり親家庭になった場合に、本当に、私も最近経験したんですが、なかなか入所は厳しいというのが現実だと思うんです。そんな中で一時預かりとか、そういう田辺のサポート体制があるということなんですが、それはやはり結構高額な利用料になると思うんです。ひとり親家庭になった場合、経済的に困難な中で一時預かりのそういう保育料を払うことは大変困難だと思うんです。そんな中でやはり枠を何とかならないものかなというふうに、かなり今回考えました。

ひとり親になった場合に、就労していないとやっぱり優先順位が後ろになるので余計に途方に暮れるというのが現状だと思うんです。一応ハローワークへ行って就労活動をしているという証明があれば、入所の対象になるということも、今回、私も知りましたので、そういったもっともっと丁寧な町当局の対応を求められているのではないかなというふうに思いますし、ますます社会が複雑になってきている中での対応を町としても考えていただけたらなというふうに思います。これは今後の課題として本当に上富田町に住んでよかったな、本当に子育てするのにふさわしい上富田町だなというふうに思っただけのような子育て支援となるように考えていただければと思います。

その次に、2番目に移ります。

先ほど家高課長からも少し就学援助の問題も出てきていましたが、就学援助制度と今後の方向についてです。

先ほど貧困をなくす処方箋として、浅井教授の4つの処方箋の中に、食の保障があります。今まともな食事は給食だけという子供たちがかなりふえているとし、育ち盛りの子供たちがおなかをすかせたまま学校へ行って、机に向かって集中して授業が受けられるだろうか。体育で体を動かされるだろうか。そして、注意力散漫だと先生に叱られたのでは、子供なりに自分は社会から見捨てられていると感じるのではないか。子供た

ちにおいしいものを食べてもらおうという大人の取り組みによって、この社会の中で自分はいてもいいんだという実感をつかむことにつながると述べられています。

先日、武器より命の水をとアフガニスタンで活躍されるペシャワール会の中村哲医師の用水路建設に取り組む15年間の活動の報道がありました。もともとアフガニスタンは農業国で自給自足の国ですが、広大な土地の砂漠化で農作物は育たず、暮らしや子供たちの環境も悪化。解決のために緑豊かな土地が必要と用水路建設に取り組みます。幾多の困難を乗り越え、広大な青々とした田園を取り戻します。60万人の暮らしを支え、礼拝堂で学ぶ子供たちの笑顔。大きくなったら人の役に立つ仕事をしたいと目を輝かせ、生き生きと語る子供たちの姿に、未来に希望と夢を持って生きるためには食と学びの大切さを感じさせられました。空腹は人間の心を貧弱にし、自己否定につながっていくと私も思います。

そういった意味からも、上富田町で学校給食が30年に実施されることは、大きな意味を持つものだと思います。貧困に置かれた子供たちは諦めることを余儀なくされ、どうせ俺、私なんてという気持ちが先立ち、学習意欲が育まれず諦めているとしたら、それは本当にせつないことです。どの子供もお金のことを心配しないで通える学校であることが大切だと思います。

そこで、子育て支援の一環として就学援助制度の件ですが、就学援助制度があることをどんな形で父母に知らせていますか。また、年収幾らで就学援助を受けられるのか。また、いろいろな理由で経済的困難になったとき、年度途中でも申請は可能なのかについての答弁をお願いします。

○議長（山本明生）

答弁願います。

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

お答えいたします。

まず、就学健診時や転入してきたときに、家庭状況により各校において就学援助のお話をさせていただいております。ただ統一のものがございませんでしたので、今年度より保護者の皆さんへという就学援助制度のお知らせを作成して各校に配布いたします。

次に、金額のほうですが、世帯員2人の場合で180万円以下の収入で受給ができます。世帯員3人では240万円となります。これは人数がふえるごとに金額は変わってきます。また、家賃負担のある場合も金額は変わってきます。同世帯、世帯分離をしてございまして、生計を一にしている場合、収入のある方全員の合計収入額で判断をして可否を行ってございます。

次に、年度途中でということですが、年度途中の申請は、転入の方もそうなんですが、年度途中であっても申請を行っていただき、一連の手続の後に支給を行ってございます。以上です。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

もう一度お聞きしたいんですが、就学援助の申請が今までも入学時に配布されていたのか、今の答弁でちょっとわかりにくかったんですが。

○議長（山本明生）

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

就学時健診のときにお話をさせていただいていたということでございます。それと転入がありましたら、その家庭状況によりお話をすることでございます。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

ということは今までも入学の検査のときに文書で親に周知しているということですね。申しわけありません。

家賃負担というの準要保護家庭に対してはあるんですか。

○議長（山本明生）

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

準要保護の場合も要保護と同じように、家賃負担がある場合ということで金額は設定されてございます。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

現在、家賃負担を受けておられる家庭もあるということですね。

（「はい」と教育委員会総務課長呼ぶ）

○5番（九鬼裕見子）

それでは、次にいきます。

就学援助は国の単価があると思いますが、上富田町は国の単価で援助を行っているのか、中身としてどんな援助なのか、また制服のある学校とない学校では親の負担の大き

さが違うと思いますが、そういった点での配慮はどうかについて答弁をお願いします。

○議長（山本明生）

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

お答えいたします。

準要保護児童・生徒援助費単価は国の要保護児童・生徒援助費単価を基準としてございます。当町では、援助費には学用品費、通学用品費、新入学の学用品費、修学旅行費、校外活動費、給食費、これは実費相当額を援助してございます。

また、制服のあるということですが、市ノ瀬小学校、岩田小学校、それと上富田中学校で制服がございまして、制服の援助は行っておりません。私服であっても個人的には同じように費用はかかると思っております。ですので、今のところは援助は考えてございません。

以上です。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

就学援助の国の単価というところにかかわるんですが、以前に14年の調査の中の資料を見たんですが、それは県下全体同じだと思うんですが、国がいろいろな項目をつくっているんですけども、それに対して部分的というか全額保障できない状況があると思うんです。それはなぜそのようになっているのかだけ、ちょっとお願いします。

○議長（山本明生）

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

要保護で定められたもの全てを出すことによりまして、準要保護というのは国の補助金をいただいております。全額町費で賄うという形になりますので、先ほど言った項目を定めて支給ということにさせていただいております。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

2005年までは準要保護に対しても国庫補助があったと思うんです。ところが、小泉内閣による三位一体改革でかなり削られてきたので、町としてもなかなか厳しいものになっているというのを私も最近知りました。

次にいきますが、中学校になると、さらに小学校ではなくて、クラブ活動費や生徒会

費、PTA会費など多くの出費があると思いますが、中学校でそういった諸費用は合計で幾らぐらいになりますか。就学援助でどの程度賄えていると思われますか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

お答えいたします。

クラブ活動費で中学校の場合7,200円、生徒会費で480円、PTA会費で2,400円となっております。各学年ごとには諸費用として保護者負担は違ってきていると思います。ほかにもあると思います。ただ、前々からの届けの中では各学年、クラブ活動等々を含めまして3万円から4万円の負担になっているかと思えます。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

今報告があったんですが、確認なんですが、クラブ活動費が7,200円とかという、生徒会費480円、PTA会費が2,400円というのは、これは年額ですか。

○議長（山本明生）

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

今言いました金額につきましては年額という形になります。ただ、クラブ活動費7,200円というのはこれだけではなかなか活動も行けませんので、町といたしましてもこの半分の3,600円を1人分として生徒分を補助して、クラブ活動の振興に役立ててもらっておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

次に、就学援助はどんな形で支給されていますか。支給方法です。

○議長（山本明生）

答弁願います。

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

支給の方法という形ですか。支給につきましては、届け出をいただいております口座に振り込むという形になってございます。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

わかりました。

次に、平成26年8月29日、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指してと子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定され、そして、「明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。その子供たちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることが必要である。しかしながら現実には、子供たちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない」としています。

そこで、現実には制服のある小学校では、入学時、多額の費用が必要になります。少しでも家計を温め、助かるな、ありがたいなど実感できる取り組みとして就学援助を前倒しし、入学準備金として援助ができないものかと思います。就学援助が年収、2人で180万とした場合、生活は大変だと思います。消費税が8%になり、これは大変厳しい暮らしを強いられているのではないかと思います。そんな中、入学時の準備はとても経済的負担になるのではないかと考えます。もちろん、就学援助の申請で就学援助を受けることができれば7月に支給されるものですが、経済的に大変な家庭にとって、入学時の負担はとても厳しいものがあるのではないかと思います。今回1回だけ補正予算を組んで対応すれば、その後は今までどおりの予算で対応できます。せめて入学準備金として入学時に支給されたら、どんなに助かるか。そういった観点から3月に支給する配慮ができないものかと考えますが、どうでしょうか。もし、その対応をするとしたら、どれだけの予算が必要なのかについても答弁を求めます。

○議長（山本明生）

答弁願います。

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

お答えいたします。

援助申請の添付書類として、前年の収入状況が必要となります。6月中旬でないと税の確定が出ません。そういうことから7月支給という形になってございます。1学期分は大分遅いですが7月支給、2学期分は9月に支給をいたします。3学期分は1月に支給となってございます。その年度分の人数を考えて措置をしておりますので、大きく人数が変わらない限り、補正というのはいなくても大丈夫かなとは思いますが、前倒しは無理が生じてきます。

以上です。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

税金の申告によつての判断によるということなので難しいということなんですが、現実には、多くは広まっていないんですが、新潟市と福岡市が入学準備金として3月に前倒しで支給されています。そういったことも参考にされて、やはり、そういう準要保護家庭に対して何らかの対応ができればというふうに思いますので、今後の検討課題というか研究につなげていただければと思います。

次に、貧困の連鎖は、これからの社会を担う子供たちにとつても、社会的に考えても大きなマイナスになります。閣議決定された中にもあるように、子供たちの将来が生まれ育つた家庭の事情等で左右されることのないよう、貧困の連鎖を断ち切るための取り組みを私たち大人が真剣に考えていくことが、今私たちに問われていると思います。目に見えない形で進む子供の貧困。子供たちが安心してSOSを発信できる、そんな気軽に行ける居場所づくりも含めて、いろんな立場から考えていけたらと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

お答えいたします。

学校の話になりますけれども、学校においても少しでも子供たちの居場所となれるよう、本年度より図書室の充実が図れるようにと図書館司書を雇い入れてございます。まだまだこれからですけれども、少しでもそういう場所になればと思っております。

また、学校のみならず、地域で活動しております民生・児童委員さん、町内会の世話役さんなど、何でも話せるようなそんな地域づくりができればいいなと思っております。

以上です。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

ほかの市町村のことを言うのは大変申しわけないんですが、近隣町村の中で夏休みなど、冬休みとかは100円持っていけば食事を提供されて、そして学習も見ていただけ

るというような取り組みをされている団体というか、そういうところもあります。ぜひ長い夏休み、冬休みに学童にも行けない子供たちに少しでもそういった無料塾のようなものが今後できて、みんなが、貧困とかそういうだけじゃなくて、誰でもが気楽に集えるような場所を考えていければなというふうに私も思います。

今後、いろんな問題が出てくる中で、教育委員会や学校、また保育所での役割は大きいと思います。そういった点で、今後もしろいろと対策を考えていけたらというふうに思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本明生）

これで、5番、九鬼裕見子君の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午後 1時29分

○議長（山本明生）

再開します。

午前中の松井議員の一般質問の中で不適切な発言があり、訂正の申し出がありますので、議長においてこれを許可します。

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

貴重な時間に申しわけございません。先ほど私の一般質問の中で、足がないという発言をいたしました。これを交通手段がないと訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（山本明生）

ただいま、1番、松井議員からの不適切発言の訂正は、議長においてこれを許可いたします。

それでは、午前に引き続き一般質問を続けます。

2番、谷端清君。

谷端君の質問は一問一答方式です。

まず、地域防災計画についての質問を許可します。

○2番（谷端 清）

どうも皆さん、こんにちは。私は、地域防災計画についての中では、地震についてということで質問させていただきます。

つい先日ですけれども、上富田町地域防災計画住民向け概要版というような、上富田のホームページに記載されて、公開されています。非常に読みやすく、すばらしいできばえというんですか、よいものだなと思っております。それで、今回上富田町地域防災計画住民向けの概要版ができたということで、町民の皆さんにどのように活用していくか、具体的な考えを聞かせてください。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

よろしく申し上げます。2番、谷端議員さんの質問にお答えいたします。

上富田町は、現在職員数が117名であります。震災時に全員が対応しても困難が生じると思われます。このため、地域防災計画を活用していただき、事前に自分の身は自分で守る自助を最優先にお願いし、また近所の方々との協力により人命を守る共助の資料として、活用していただきたいと思っております。

自助・共助、そして公助、皆さんの安全を確保する資料として一読していただきたいと思っております。この地域防災計画の概要版につきましては、議員さんおっしゃるように、上富田町のホームページにも掲載していますので、ご活用いただけたら幸いです。よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

そしたら、この住民向け概要ですね、どういうふうに住民さんに伝えていうんですか、啓発していく方法なんですけれども、もうちょっと具体的に少し。

○議長（山本明生）

はい、答弁願います。

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えいたします。

概要版につきましては、印刷部数が少し少ないので、総務課で印刷し、各戸に配布をするように努めさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

そしたら次に、6月の定例議会で防災の質問でも同じようなことに私もなるかと思うんですけども、もう一度質問させていただきたいと思っています。

上富田町の自主防災組織の結成、99町内会、そして40町内会が自主防災になっていると、これ28年3月時点ということなんですけれども、現在はどのようになっていますかね。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えいたします。

現状は今までと変更なく、99町内会で44町内会の結成となっております。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

ということは、まだ新しく組織は結成されていないということですね。

そしたら、この前も同じようなことだと思うんですけども、設立に対して育成を図っていききたいとありますが、もう少し具体的に対策は考えられますかね。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

自主防災組織につきましては、平成17年度から各町内会にお願いして結成していただいております。ことしの町内会長会議、町政報告会でもお願いしておりまして、今後組織を町全体に広げていく取り組み、組織の充実を行っていくため、町内会長さんに協力をお願いしていききたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

そしたら、町内会にというのは年に1回なんで、そこで啓発していく、啓発という言い方は語弊かわかりませんが、ほかにはないですか。なかなか難しいことなんですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（山本明生）

答弁。

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

年一回の町内会長会議、また町政報告会でも地区で1回ということで、私ども総務政策課では参加していただいている町内会に対して、一戸一戸当たって行って協力をお願いする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本明生）

2番、谷端清君。

○2番（谷端 清）

非常にいい考えです、そのときに一緒に地域防災概要版ですか、それも同じように啓発というんですか、こういうことがあるよと言ってまた、それで自主防災組織の機運というんですか、高めていければいいんじゃないかなというようにも思っております。

次に、地震で、上富田町は地震被害想定というのがありますか。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

地震の被害想定は、上富田町では想定しておりませんので、現在県の資料で対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本明生）

2番、谷端清君。

○2番（谷端 清）

わかりました。

上富田ホームページの住民向けの地震ですか、それは直下型というんですか、それには町内のことが載っていますね、中央構造線というんですか。それは震度6だったら50棟、死者が3人、それで田辺市の内陸直下で言えば震度6で75棟、最大5人と。そして県の被害状況ですね、南海トラフ、これ死者とか今まで三連動で67名、巨大で126名というふうに、県が被害想定をやっているということであれば、県が何かの資料というんですか、各、田辺市は何人、で想定がされているんじゃないかなとは思いますが、すけれども、その辺どうですかね。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えします。

被害想定につきましては、町単独では持ってございません。県の資料をもとに上富田の計画等作成してございます。

三連動で上富田町の資料等、県からいただいて、また内閣府のケース3を使用いたしまして、計画に沿って町が事業として実施してございますので、申しわけありませんが県の被害想定に基づいているということで、ご判断をお願いいたします。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

ということは、内閣府、県の資料に基づいてやっていくということで、今後上富田では被害想定を考えることはどうなんですかね。考えていくということ、用意はありますか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

すみません、お答えいたします。

国、県の指導により町村も動いてございますので、指示どおりの県等の資料で対応したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

はい、わかりました。

そしたら初動対応についてですけれども、町職員数、その中で町外と町内の人数はどのようになっていますかね。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えします。

初動態勢につきまして、職員数なんですが、職員町内で85名、町外で32名の117名でございます。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

この初動対応については、上富田のほうでも訓練をされていると思うんですけども、大体どれぐらいで役場のほうに集合できているか、ちょっと聞かせていただければ。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えします。

前回の職員に対しての抜き打ち訓練なんですが、病休の職員と出張職員を省きまして100%の招集率でした。30分以内に集合したのが48.4%、1時間以内で85.3%、1時間30分で100%の集合でございました。

以上でございます。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

はい、わかりました。

急に話変わるんですけども、総務課の職員数というんですか、今体制はどれぐらいになっていますかね。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えします。

総務政策課では、行政グループで6名、まちづくりグループで8名、情報システムグループで4名の合計18名の職員数でございます。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

そして、その中で地震が起きた場合の総務課の担当というんですか、どういうふうになっていますかね。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えいたします。

災害対策本部の事務分掌では、総務政策課は総合調整室となります。行政グループ、国土強靱化グループが本部班で、災害対策本部の設置、運営に関することなどを担当することとなります。

財政・情報グループは広報班で、広報に関することを担当いたします。

まちづくりグループは避難所班で、避難所の設置運営等に関することを担当することになってございます。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

総合調整室というのをするというので、非常にこれ一番大事な部署だと思うんですよ。それから、そこから各水道とか教育と、いろいろなところに分かれていると思うんですけども、非常にこれ、この人数でもし対応というんですか、できない場合は応援、各課のちょっと応援していただくというような状態になりますかね。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えします。

おっしゃるとおり、職員数に限りがありまして、当日事故等なく、道路も健常でございましたら全員が100%集まる予定ではございますが、災害に対応しまして来た職員から順次現状に対応させていく予定ですので、みんなで応援して頑張るという形になるので、よろしくをお願いします。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

そしたらまた職員の研修、訓練の実地とかいうのはどのようになっていますかね。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えします。

職員に対する抜き打ち訓練は、年1回実施してございます。本年からはシェイクアウト

ト訓練も導入し、年2回の予定でございます。

研修につきましては、来年2月に避難所運営リーダー養成講座も実施する予定でございます。また、それ以外に防災士資格を取得され、災害の悲惨な状況にも対応できるように職員研修を実施しています。現在、防災士33名養成してございます。

また、本年10月30日日曜日に上富田町防災訓練を実施いたします。防災訓練は、毎年熊野高校と合同で実施しておりまして、多くの住民の方や自主防災組織の方々にも積極的にご参加をいただき、防災訓練の大切さを認識していただければと思います。

大規模災害になればなるほど、自分たちの命は自分たちで守る、力を合わせて助け合い、自分たちのまちを守ることが重要となってきます。ふだんから近隣の方と顔見知りになり、地域での協力体制をつくっていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

今聞いた、4月にまたリーダーの研修をするということであれば、各部署から選んでというんですか、受けた人が受けるのか、そういうのはどういう感じになっていますか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

今、回答させていただきました避難所運営リーダー養成講座につきましては、県が応援してくれる事業でございまして、土日、平日3日間程度の予定と聞いております。まだ日程等決まっておきませんので、できる限りみんなに参加できるような配慮をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

町職員の被害地域の人材派遣というんですか、県の要請からいろいろあろうかと思うんですけれども、大体どれぐらいの人数が行かれていますかね。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えいたします。

過去から順番に述べてまいります。神戸・淡路大震災では水道課職員の水の供給対応
応援、その後罹災証明の受付事務、福井県での瓦れき対応、東日本、岩手県宮古市での
震災では物資搬送と給水搬送、瓦れき処理に、職員組合からも応援で出てございます。
勝浦の水害等では出張所での災害対応事務を応援、古座川では物資の運搬で職員と熊野
高校生のボランティアさんが応援に参加いたしました。職員は延べで30名程度で駆け
つけております。

以上でございます。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

各被災地にたくさん行かれているみたいで、それで災害地域での問題点ですとか、町
職員とのその辺の共有というんですか、どういうこと感じたかというか、というのは
やっぱり皆さんに共有して、今後対策をしていこうかなというような、こともやっぱり
されているんでしょうか。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えします。

災害派遣後には、現状や、ここをどうすればよかった、また自分たちが立場が変わり
対応が必要な場合とか、いろいろな内容について報告会をしております。

一例を挙げましたら、神戸の震災のときに義援金1世帯当たり10万円という基準が
ございました。そのときに、1つの家庭で親子で2世帯の場合と生活を1つにしている
2世帯の場合、20万円もらえるところと10万円もらえるところの差が出てございま
した。このときには自助・共助・公助という言葉がございましたが、地元の町内
会長さんがその世帯の把握をして証明を出して、それに対して現金を交付するというよ
うな地元でお話がありました。そのようなことの意見交換会を職員間で共有し、勉強し
ているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

そしたら、援助物資ですが、おきれば各協定している町また各県から来ると思うんで

すけれども、その物資のその辺拠点というんですか、一番大事なところ、どこになりますか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えいたします。

物資の拠点につきましてはスポーツセンターにしております。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

スポーツセンターになるんですね。これはヘリコプターとか、言ったら救急搬送というんですか、そういうところも兼ねているということで、職員がだからそこに、スポーツセンターということであれば何課がいますかね、物資のその拠点といえば。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えいたします。

避難所等への搬送につきましては、住民生活課が担当となっております。住民生活課が避難所までの物品をスポーツセンターから搬送し、また量的に無理な場合につきましては和歌山県トラック協会等に応援をしたいと思いますっております。

以上です。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

今も同じ質問になろうかと思うんですけれどもね、避難所の配送ですね、マニュアル的にはどういうふうになっていますかね。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えします。

マニュアルにつきましては、住民生活課が医療全般、食料関係、その他衣類等避難所

へ搬送する予定になってございます。それで間に合わない場合には、職員の応援ということで、手のあいている者に応援していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

住民生活課というんですか、そしたら初動態勢に対してはその辺どうでしょうか、避難物資というんですか。例えば避難所に避難住民がいてると、今のだったら大体、拠点ということで物資が届いて、もうある程度体制が整いつつあるということだと思わすけれども。例えば24時間以内というんですか、災害発生時。この町のマニュアルでは原則して各家庭の食材で対応とか文書でちゃんとなっているんですけれども、これ町内の指定業者がやっぱり協力するということになってるんですけれども、それをまたそこで対応できるということによろしいでしょうかね。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えします。

各家庭で3日程度の食料、水等確保していただくのは基本だと思いますが、それに家が壊れたとか動けないというような場合につきましては、町の食糧や衣類等がその部分に入ってこようかと思えます。住民生活課につきましては、避難所への物資の供給や調達、衣料、救急医療品の備蓄準備や調達をお願いしているところでございます。薬局や医療機関との調整が実務となっております。そのほか、ごみや瓦れき、運搬等の手配、炊き出しの準備、ボランティアの受け付けなどについても対応となっております。

町所有の備蓄につきましては、アルファ米1,900食、炊き込みのおこわが1,500食、サバイバルフーズが360食、スティックパン400食と、そして乾パン480食と保存するペットボトルのお水が1.5リッターが168本、備品として確保してございます。

その他、上下水道課に対しましては、給水の停止等あった場合対応していただくため、給水タンク2トン積みをも2基、そして旧朝来小学校に飲料水兼用タンクとしまして60トンを確認、そして断水地区につきましては5,000枚の6リッター入り給水袋を配備してございます。

すみません、以上でございます。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

全くちょっと素朴な質問であるんですけども、避難所の開設の鍵というんですか、それはどのように管理者が云々とか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えいたします。

避難所の鍵につきましては、市ノ瀬改善センターとか公の施設に一番近い職員が予備鍵を持っておりまして、災害発生時に家から出てくるときに、まず最初に施設関係の鍵を解放いたします。その鍵を解放した後、役場のほうへ登庁するということになってございまして、学校関係が動いているときにつきましては先生方に対応していただきますが、土日、夜間等につきましては総務政策課が保有する合い鍵で学校等を開放するようになっています。

以上でございます。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

今、初動態勢であれば職員が鍵をあけてきてくれるということで、支所に関してはそういうことでよろしいでしょうかね、5つが、生馬とか市ノ瀬とかあると思うんですけども。鍵は総務課のほうであけていただけるということで、それはもう地震が発生して庁舎へ来るまでに各学校もあいているということでよろしいですかね。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えします。

初動態勢でそのように担当職員に言うておりますので、あいているという判断で結構でございます。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

ということで、避難所へ住民の方も早く行けるということですね。それでまた後で職員がまた回ってきて把握していくというふうな流れでよろしいでしょうか。いいですか。

○議長（山本明生）

谷端君。

○2番（谷端 清）

そしたらまた今度、紀勢道の道の駅くちくまのというのができましたので、その辺でくちくまのとの連携というんですか、その辺はどのように考えておられますかね。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えいたします。

道の駅くちくまのにつきましては、災害時の物資が来たときの一時退避所として応援をお願いしたいと考えております。また、岩崎地区からの避難の方々の受け入れ先にも考えてございます。

紀勢自動車道は、命の道として重要な役割となっております。今後とも災害時の活用について検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

そうですね、紀勢道ができて近くまで、下のほうまで車が通ってきている、上富田にも非常に近いということで、やはりその辺は連携していただいて、本部の上富田の役場まで来なくてもそこで待機していただいて、そしてそこに物資を送っていただくと、そういうふうに連携をしていただきたいと思います。と思っています。

それで、もう一つちょっとあれなんですけれども、避難所は上富田で大体何件ぐらいでしたかね。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えします。

職員の災害対応マニュアルに載っている内容でお答えいたします。町対応では、教育委員会関係で小学校、中学校、熊野高校の7施設、役場関係施設では保育所、役場、大谷総合センター等で11施設、その他公民館等で9施設の27施設を想定してございます。

以上です。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

今、27施設とお伺いさせていただきましたけれども、町の避難所一覧表ってあるんですけれども、それ以外にもこれ、あるということによろしいのでしょうかね。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えします。

これ以外の避難施設につきましては、町内会館等も追加で入ってきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

はい、わかりました。

そしたら次に移りまして、学校のほうですね。地震が起きて子供たちが学校内にいるということで、災害が発生したときですけれども、対応策はどのようになっているか、また教育委員会との連携はどのようになっているか教えてください。

○議長（山本明生）

答弁願います。

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

お答えいたします。

学校では、各学校ごとに教育計画を定めております。その中に、災害発生時の対応が防災計画として記載してございます。

大規模な地震が発生した場合、例えば朝来小学校を例に例えますと、学校で災害に遭ったときには、教職員は児童の状況確認、校舎の被害確認、児童の避難を行います。教

育委員会には、児童の状況及び学校の被害状況等の連絡調整を行います。もちろん保護者には連絡メール、電話等で連絡して学校まで迎えに来てもらいます。連絡がとれない場合でも、児童を学校に待機させ、迎えに来るまで待機ということになります。

以上です。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

そしたら、いろいろな想定があると思うんですけども、子供たちが安心安全できるまで先生たちは残っていただくということで。そしてまた災害とかいろいろあって、それはまた学校の状況というのは、本部のほうに伝わっていくということでよろしいでしょうか。

（「はい」と家高教育委員会総務課長呼ぶ）

○2番（谷端 清）

はい、わかりました。

そしたら地震に関してはちょっと質問終わりました、大雨の水浸被害ということで、この前9月6日ですか、集中豪雨があったんで、私自身のところも少し床下浸水というような状況になったんですけども、その边上富田町はどういう被害状況というんですか、どういうふうになっておりますか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えいたします。

9月6日の豪雨につきましては、24時間雨量117ミリ計測されてございます。時間最大雨量が93.5ミリ、午前2時47分に記録されてございます。被害状況につきましては、朝来駅周辺の床下浸水2件の被害報告がございました。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

その集中豪雨なんですけれども、上富田の中でもやはり朝来が非常に多かったということでしょうかね、市ノ瀬とか、わかりにくいとは思いますが、そこはどうなんでしょう。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

お答えいたします。

今回答させていただきました雨量については、役場の降雨計でございます。西牟婁振興局の降雨計によりましたら、同じ時間帯で46ミリ、生馬の大宮で15ミリ、岡地区で70ミリということで、朝来駅前から役場周辺が集中的に降ったという判断とと思います。

以上です。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

ちょっときょう聞いたんですが、10分で25ミリとかいうのはすごいことなんですね、いわば。それさっき言ってくれなかったけれど。

そんなに被害状況はなかったということで、今後集中豪雨ですか、降るとなって、なかなか改善できるような雨量じゃなかったと思われるんですけども、どのような対策を考えられますかね。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

今後といたしましては、台風等大雨が予測できる場合には、事前に自宅周りの水路等の確認をしていただいて、清掃等をしていただきますようお願いしたいと思っております。また、要請がございましたら、土のう等前もって準備いたしますので、申し出てくださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

ということは、想定外の雨が非常に降っているといった状態が、こんななかなかないとは思うんですよ。それが何回も起きるんは大変なことなんですけれども、こういうのはめったにないから、それぐらいの、それぐらい言い方悪いんですけども、対策で対応していくと、今後はそういうことでよろしいでしょうか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

総務政策課企画員、谷本君。

○総務政策課企画員（谷本芳朋）

申しわけございません、想定等の中でのお話ですので、防災の関係で対応するにいたしましたら、土のうと清掃等が今、回答できる状況でございます。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

はい、わかりました。

そしたら以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（山本明生）

これで2番、谷端清君の質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

△延 会

○議長（山本明生）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、あす9月16日午前9時30分となっておりますので、ご参集願います。

延会 午後2時10分